

## グリーンプランおおた推進会議設置要綱

23 まま発第 10175 号 平成 23 年 5 月 24 日 区長決定  
改正 26 まま発第 10833 号 平成 26 年 8 月 29 日 まちづくり推進部長決定  
27 まま発第 12133 号 平成 28 年 3 月 9 日 まちづくり推進部長決定  
2 ま計発第 10822 号 令和 2 年 8 月 27 日 区長決定

### (設置)

第 1 条 大田区緑の基本計画「グリーンプランおおた」(以下「計画」という。)の推進を図るため、グリーンプランおおた推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 計画の推進に当たり、必要な事項に関すること。
- (2) 計画の推進状況に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。
- (4) その他みどりのまちづくり施策に関すること。

### (構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人以内
- (2) 区民 3 人以内
- (3) 団体の構成員 6 人以内
- (4) 区職員 3 人以内

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 推進会議は、委員長が招集する。

- 2 推進会議は、過半数の委員の出席がなければ開催することができない。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定は、第2項ただし書による会議について準用する。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「書面その他の方法により審議を行った委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に推進会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する必要があるときは、分科会を設けることができる。

- (1) 計画の進捗状況報告に関する事
- (2) その他区長が必要と認める事項

2 分科会は委員で構成する。

3 分科会において、第1項第1号又は第2号の検討が終ったときは、推進会議に報告しなければならない。

(謝礼)

第8条 推進会議又は分科会に出席した区職員以外の委員には、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(庁内推進会議)

第9条 計画の推進に向けて、関係部局と連携・協力しながら円滑な運営を図るため、庁内推進会議を設置する。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項はまちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、8月20日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。